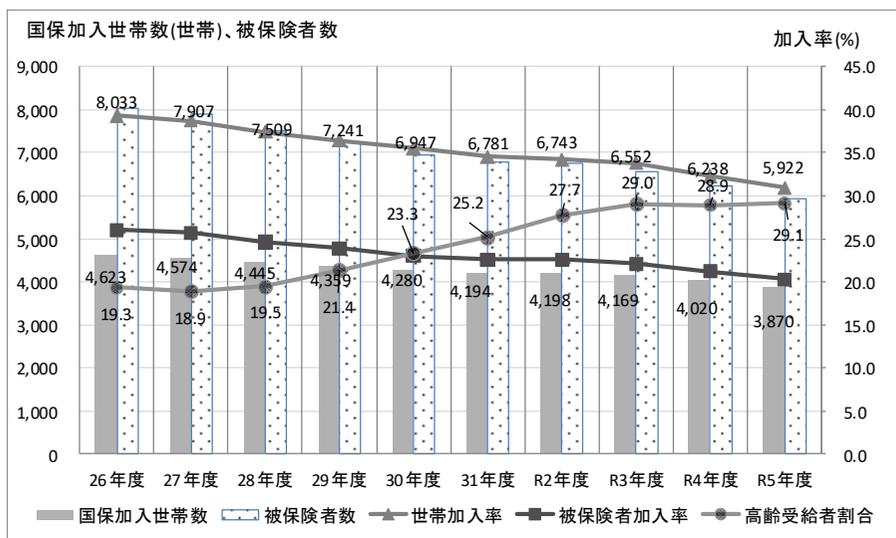


## 資料1 令和7年度 国民健康保険税の税率改定について

### 東御市国民健康保険の被保険者の状況

令和5年度末の東御市国民健康保険の被保険者は5,922人で、前年に対し316人(5.1%)の減でした。この内、高齢受給者(70歳～74歳)の割合は29.1%で、前年度と比較すると0.2ポイントの増となっています。被保険者の減少については、団塊の世代が75歳をむかえ後期高齢者医療への移行が始まったことや、R4年10月からの被用者保険の適用拡大が影響していると推測されます。近年の被保険者数の推移は、27年度からコロナ前の31年度は平均3.8%、団塊の世代が75歳を迎えた4年度以降は平均4.9%の減少傾向が続いています。



適用区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
国保加入世帯数	4,623	4,574	4,445	4,359	4,280	4,194	4,198	4,169	4,020	3,870
被保険者数	8,033	7,907	7,509	7,241	6,947	6,781	6,743	6,552	6,238	5,922
世帯加入率	39.3	38.7	37.4	36.4	35.5	34.5	34.2	33.8	32.3	30.9
被保険者加入率	26.0	25.7	24.6	23.9	23.0	22.6	22.6	22.1	21.2	20.3
高齢受給者割合	19.3	18.9	19.5	21.4	23.3	25.2	27.7	29.0	28.9	29.1

- (1) 国保加入世帯数及び被保険者数は事業年報報告値。
- (2) 世帯加入率及び被保険者加入率は年度末に対する割合。

### 令和6年度の決算見込み及び令和7年度以降の財政推計について

令和6年度(本年度)の決算については、歳入総額2,958,809千円、歳出総額2,908,808千円で差引50,001千円の黒字を見込んでいます。しかしながら、前年度繰越金23,332千円、財政調整基金繰入金62,831千円を差し引いた単年度実質収支は、36,162千円の赤字となる見込みです。なお、財政調整基金の令和6年度末残高見込みは259,732千円で、前年に対し38,799千円の減少見込みとなっています。

令和5年度から令和8年度までの国保財政の状況 (単位 千円)

年度	歳入合計	歳出合計	差引残高	歳入のうち、実質歳入以外			単年度実質収支	基金残高
				前年度繰越金	基金繰入金	一般会計繰入金		
R5年度決算	2,987,835	2,941,171	46,664	23,048	87,807	0	△ 64,191	298,531
R6年度決算見込み	2,958,809	2,908,808	50,001	23,332	62,831	0	△ 36,162	259,732
R7年度財政推計	2,943,122	2,893,122	50,000	25,000	43,609	0	△ 18,609	241,824
R8年度財政推計	2,936,048	2,891,048	45,000	25,000	53,172	0	△ 33,172	214,353

上記の国保財政の状況のとおり、各年度における歳入から歳出を差し引いた額は黒字となっているものの、前年度繰越金、基金繰入金を差し引いた単年度実質収支については赤字となっています。

保険給付費については、市独自の給付事業部分を除き、県からの普通交付金によりまかなわれていますので、単年度実質収支の赤字要因は、公費と国税収入による歳入に対し、県への国保事業費納付金、市独自の給付事業、保健事業等の歳出が上回っているためです。

このうち特に大きな金額を占めているのが、県への国保事業費納付金です。

平成30年度から始まった国保制度改革により、県は保険給付に要する費用の財源として、年度毎に国保事業費納付金を決定し、各市町村から納付金を徴収しています。

この納付金については、県や国等の公費と国税でまかなうものであり、県では、納付金のために必要となる保険税の税率(標準保険料率)を示していますが、市の国税税率の低さや被保険者の減少等により国税収入が追いついていない状況となっております。

## 令和7年度 国民健康保険税の税率について

保険税率を算定する際に参考とする納付金、標準保険料率は以下のとおりです。  
 また、県は、「長野県国民健康保険運営方針」により、将来の保険料水準の統一を目指しており、その統一に向けた指針を定めています。

◆ 県の仮係数による当市の納付金試算結果 (R6.12現在) (単位:円)

納付金項目	令和7年度 国保事業費納付金総額【試算】	令和6年度 国保事業費納付金総額	増減額 (R7-R6)
医療分	458,741,548	457,685,614	1,055,934
後期高齢者支援金分	186,247,560	195,129,883	△ 8,882,323
介護納付金分	65,091,040	65,956,818	△ 865,778
納付金合計	710,080,148	718,772,315	△ 8,692,167
一人当たり納付金額	122,724	124,226	△ 1,502

※一人当たり納付金額＝納付金合計÷5,786人 (R6.11末現在の被保険者数)。  
 ※本係数による確定納付金額等が示されるのは、令和7年1月～2月の予定。

◆ 県から示された標準保険料率 (R6.12現在)

【医療分】

項目	標準保険料①	現行の保険税②	現行との差①-②
所得割率 (%)	7.1	6.7	0.40 ポイント
資産割率 (%)	0	11.2	△ 11.20 ポイント
均等割額 (円)	25,877	19,000	6,877 円
平等割額 (円)	26,448	19,500	6,948 円

【後期高齢者支援金分】

項目	標準保険料①	現行の保険税②	現行との差①-②
所得割率 (%)	2.9	2.5	0.40 ポイント
資産割率 (%)	0	3.8	△ 3.80 ポイント
均等割額 (円)	10,649	7,300	3,349 円
平等割額 (円)	9,543	7,000	2,543 円

【介護納付金分】

項目	標準保険料①	現行の保険税②	現行との差①-②
所得割率 (%)	2.46	2.3	0.16 ポイント
資産割率 (%)	0	1.8	△ 1.80 ポイント
均等割額 (円)	10,311	9,000	1,311 円
平等割額 (円)	8,332	8,200	132 円

◆ 保険料水準の統一に向けた方針 (長野県国民健康保険運営方針より)

NO	方針	方針に向けた当市の対応
①	国保税の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式とし、令和9年度までに資産割を完全廃止する。	令和9年度の資産割完全廃止に向け、資産割の税率を平成30年度比で、平成31年度に△20%、令和3年度に△40%、令和5年度に△60%、令和7年度に△80%、令和9年度に△100%とする予定です。
②	応益割額(均等割額・平等割額)の平準化	県の標準保険料率で定める応益割額と当市の現状とを比較すると、標準保険料率の方が高いため、段階的に県の標準保険料率で定める応益割額へ近づけていく必要があります。 また、応能割(所得割・資産割):応益割(均等割・平等割)の割合を県では、およそ49:51として納付金の算定をしているため、こちらも段階的にこの割合に近づけていく必要があります。

◆ 令和7年度国民健康保険税率の改定について (案)  
 上記の方針に基づき、資産割の税率を引き下げます。そのうえで、基金を取崩して活用することを前提として、被保険者数の推移、県が示す標準保険料率を参考に税率を変更します。

◆ 税率改定の設定について (案)

【医療分】

区分	現行税率等	改定案	比較
所得割	6.7%	6.7%	—
資産割	11.2%	<b>5.6%</b>	△5.6ポイント
均等割	19,000円	<b>20,100円</b>	1,100円
平等割	19,500円	<b>20,600円</b>	1,100円

【後期高齢者支援金分】

区分	現行税率等	改定案	比較
所得割	2.5%	2.5%	—
資産割	3.8%	<b>1.9%</b>	△1.9ポイント
均等割	7,300円	<b>8,300円</b>	1,000円
平等割	7,000円	<b>7,400円</b>	400円

【介護納付金分】

区分	現行税率等	改定案	比較
所得割	2.3%	2.3%	—
資産割	1.8%	<b>0.9%</b>	△0.9ポイント
均等割	9,000円	9,000円	—
平等割	8,200円	8,200円	—

【税率改定案の保険料率の標準保険料率に対する割合】 改正する均等割・平等割の部分のみ

国保税区分		標準保険料率 ① (円)	現行② (円)	標準保険料率 に対する割合 (②/①)	改定案③ (円)	標準保険料率 に対する割合 (③/①)
医療分	均等割額	25,877	19,000	73.4%	20,100	77.7%
	平等割額	26,448	19,500	73.7%	20,600	77.9%
後期高齢者支 援金分	均等割額	10,649	7,300	68.6%	8,300	77.9%
	平等割額	9,543	7,000	73.4%	7,400	77.5%

※均等割額と平等割額について、変更した部分は、標準保険料率に対する割合が約80%程度になり、標準保険料率に近づきます。

【税率改定後の応能応益割合】 応能と応益の合計は100%となります。

区分	応能割(所得割・資産割)			応益割(均等割・平等割)		
	県	現行	改定案	県	現行	改定案
医療分	49.0	58.4	55.5	51.0	41.6	44.5
後期高齢者支援金分	49.0	58.2	54.3	51.0	41.8	45.7
介護納付金分	49.0	53.7	52.0	51.0	46.3	48.0

※賦課割合は長野県の基準割合(応能:応益=およそ49:51)に近づき改善が図られます。  
現行の賦課割合は、R6年11月現在で算出。

◆ 税率改定(案)による税額について

現行税率における調定額(R6.11末現在)及び改定案税率で試算した調定額の比較

区 分	国保税調定額(現年分)	被保険者数(R6.11末)	世帯数(R6.11末)
現 行	551,553千円	5,786人	3,824世帯
改定案	556,832千円		

一人・1世帯あたりの国保税額の比較(上記の調定額から被保険者数等を除算)

区 分	現 行	改定案	増減額	増減率
一人あたり	95,325円	96,238円	913円	0.96%
1世帯あたり	144,235円	145,615円	1,380円	0.96%

東御市国民健康保険の今後の課題について

(1) 国保制度改革による取り組み

平成30年4月から県が国保財政の責任主体として、市町村とともに国民健康保険を運営しており、県の国保運営方針により、将来的には国保税の統一を目指しております。当市においても県の運営方針に基づき、令和9年度には資産割を廃止し、応益割額の県内平準化を進めるため、基金繰入を実施しながら、税率改正の検討を進めてまいります。

(2) 医療費抑制の取り組み

令和5年度における特定健康診査の受診率は、43.1%(確定値)で、前年度より0.8ポイントの減となりました。今後も受診率向上のため、個別健診に加え集団健診をJAとの共催により継続して実施します。

なお、保健指導により発症予防、早期治療に繋げ、重症化を予防することで被保険者の健康維持と保険給付費の抑制を図ります。また、レセプト情報や健診データなどの情報を活用した学習会を開催し、市民への周知・啓発も行います。

また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えることで、保険給付費の抑制、被保険者の自己負担額の軽減が図られることから、引き続き周知に努めるほか、後発医薬品利用差額通知を発送することで、被保険者による利用促進を図ります。

(3) 国民健康保険税の収納率の向上

令和5年度国民健康保険税の収納率(現年及び滞納繰越を含めた全体)は、90.4%で前年度に対し0.5ポイントの増となりました。引き続き、口座振替を推進するとともに、近年のライフスタイルの変化等に即したコンビニ納付や電子納税を推進します。

また、滞納者に対する納税相談、未申告者への申告の推進、十分な負担能力がありながら納税意識の低い者に対する財産差し押さえの実施等により、収納率の向上と負担の公平性の確保を図ります。

### 税額モデルケース

R6年12月3日現在

※世帯数 3,830

※固定資産あり61,800円(R6.12.3現在、国保加入世帯平均)

※( )内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,800円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,800円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし			
		世帯	世帯1人 当たり	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後		
43万円以下 <b>30.4%</b>	43万円以下	年税額	32,900	30,000	23,800	25,400	23,800	25,400	40,800	38,500	31,500	33,800	
		増減額		-2,900	(-290)	1,800	(180)	-2,300	(-230)	2,300	(230)	2,300	(230)
43万円 ~100万円 <b>16.9%</b>	100万円	年税額	16,450	15,000	11,800	12,700	11,800	12,700	10,200	9,625	7,875	8,450	
		増減額		-1,450	(-145)	900	(90)	-575	(-58)	575	(58)	575	(58)
100万円 ~200万円 <b>23.0%</b>	200万円	軽減の有無	7割軽減対象										
		年税額	101,100	99,400	91,900	94,700	114,300	113,600	114,300	113,600	105,100	109,000	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	増減額		-1,700	(-170)	2,800	(280)	-700	(-70)	3,900	(390)	3,900	(390)
		年税額	50,550	49,700	45,950	47,350	28,575	28,400	28,575	28,400	26,275	27,250	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	増減額		-850	(-85)	1,400	(140)	-175	(-18)	975	(98)	975	(98)
		軽減の有無	5割軽減対象										
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	年税額	232,700	233,800	223,400	229,100	238,000	239,500	238,000	239,500	228,600	234,900	
		増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	1,500	(150)	6,300	(630)	6,300	(630)	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	年税額	116,350	116,900	111,700	114,550	59,500	59,875	57,150	58,725	57,150	58,725	
		増減額	550	(55)	2,850	(285)	375	(38)	1,575	(158)	1,575	(158)	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	軽減の有無	なし										
		年税額	324,700	325,800	315,400	321,100	351,000	354,200	351,000	354,200	341,700	349,500	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	3,200	(320)	7,800	(780)	7,800	(780)	
		年税額	162,350	162,900	157,700	160,550	87,750	88,550	87,750	88,550	85,425	87,375	
200万円 ~300万円 <b>12.3%</b>	300万円	増減額	550	(55)	2,850	(285)	800	(80)	1,950	(195)	1,950	(195)	
		軽減の有無	なし										

### 税額モデルケース

R6年12月3日現在

※世帯数 3,830

※固定資産あり61,800円(R6.12.3現在、国保加入世帯平均)

※( )内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり61,800円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産あり61,800円		4人世帯 (世帯主、配偶者 20歳代、未就学児2人) ※介護分なし ※固定資産なし		
		世帯	世帯1人 当たり	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	
300万円 ~400万円 <b>6.1%</b>	400万円	年税額	416,700	417,800	407,400	413,100	443,000	446,200	443,000	446,200	433,700	441,500
		増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	3,200	(320)	7,800	(780)	7,800	(780)
400万円 ~500万円 <b>3.9%</b>	500万円	年税額	208,350	208,900	203,700	206,550	110,750	111,550	110,750	111,550	108,425	110,375
		増減額	550	(55)	2,850	(285)	800	(80)	1,950	(195)	1,950	(195)
400万円 ~500万円 <b>3.9%</b>	500万円	軽減の有無	なし									
		年税額	508,700	509,800	499,400	505,100	535,000	538,200	535,000	538,200	525,700	533,500
500万円 ~600万円 <b>2.3%</b>	600万円	増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	3,200	(320)	7,800	(780)	7,800	(780)
		年税額	254,350	254,900	249,700	252,550	133,750	134,550	133,750	134,550	131,425	133,375
500万円 ~600万円 <b>2.3%</b>	600万円	増減額	550	(55)	2,850	(285)	800	(80)	1,950	(195)	1,950	(195)
		軽減の有無	なし									
500万円 ~600万円 <b>2.3%</b>	600万円	年税額	600,700	601,800	591,400	597,100	627,000	630,200	627,000	630,200	617,700	625,500
		増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	3,200	(320)	7,800	(780)	7,800	(780)
600万円 ~700万円 <b>5.0%</b>	700万円	年税額	300,350	300,900	295,700	298,550	156,750	157,550	156,750	157,550	154,425	156,375
		増減額	550	(55)	2,850	(285)	800	(80)	1,950	(195)	1,950	(195)
600万円 ~700万円 <b>5.0%</b>	700万円	軽減の有無	なし									
		年税額	692,700	693,800	683,400	689,100	719,000	722,200	719,000	722,200	709,700	717,500
600万円 ~700万円 <b>5.0%</b>	700万円	増減額	1,100	(110)	5,700	(570)	3,200	(320)	7,800	(780)	7,800	(780)
		年税額	346,350	346,900	341,700	344,550	179,750	180,550	179,750	180,550	177,425	179,375
600万円 ~700万円 <b>5.0%</b>	700万円	増減額	550	(55)	2,850	(285)	800	(80)	1,950	(195)	1,950	(195)
		軽減の有無	なし									